

2 宅地造成補助金の概要

(1) 目的

対象となるエリア内の土地について、宅地造成への補助を行うことにより、開発事業による住宅用土地へと利用転換を誘導・促進させ、更なる移住定住人口の増加とともに市税増収を図るもの。

(2) 補助金とその対象者

補助対象者	対象エリア内（※（3）参照）で宅地造成及び宅地造成に伴う公共施設の整備を行う者（宅地開発事業者が行う解体は宅地造成補助金に含む）
-------	--

(3) 対象エリア

立地適正化計画居住誘導区域の内、多治見駅周辺地区（一部区域、沿線を除く P. 3 図面参照）

(4) 事業年度 制度創設から5ケ年

(5) 補助対象事業及び補助額等

事業	補助額
宅地造成事業	1区画 50万円（上限 500万円）

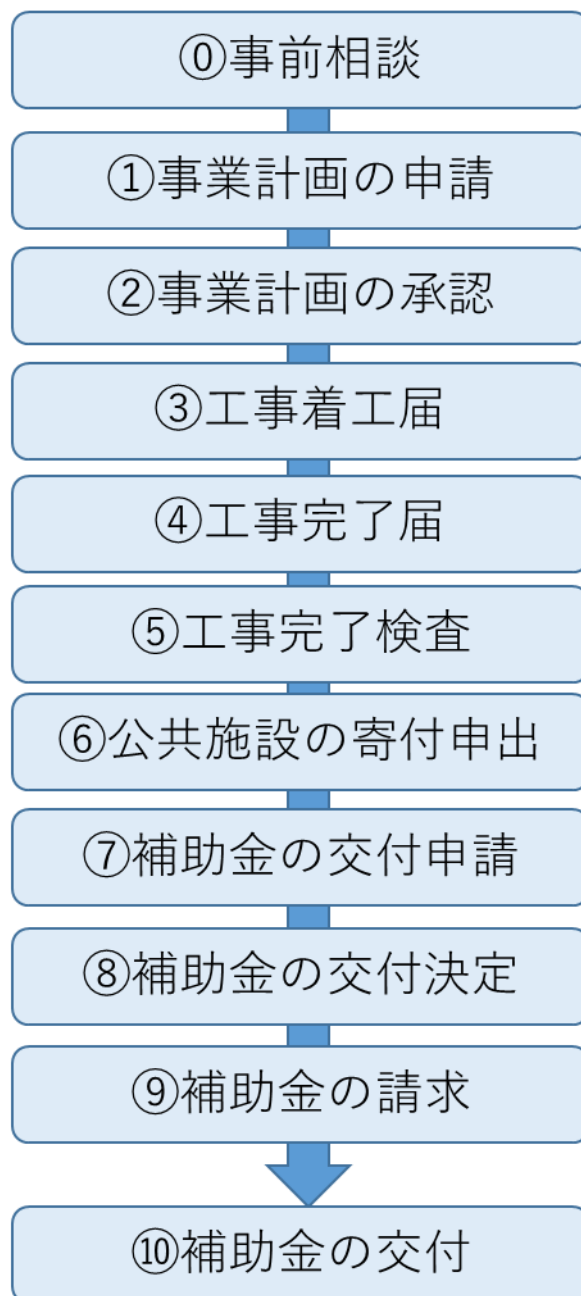
(6) 補助フロー P. 2 造成費補助（開発事業者）

(7) 補助要件案

- ① 多治見市立地適正化計画の多治見駅周辺地区の区域内（対象外区域を除く）であること。
- ② 宅地開発にあつては多治見市土地開発基準の一部（道路幅員 6m、両側側溝、アスファルト舗装、下水道設備）に適合すること。
- ③ 事業地は、既設上下水道管を有する道路に接道している、又は申請者の自費工事により当該道路に接道させること。
- ④ 2区画以上の宅地分譲事業であること。

(8) 制度所管課 人口対策戦略室

造成費補助（開発事業者）

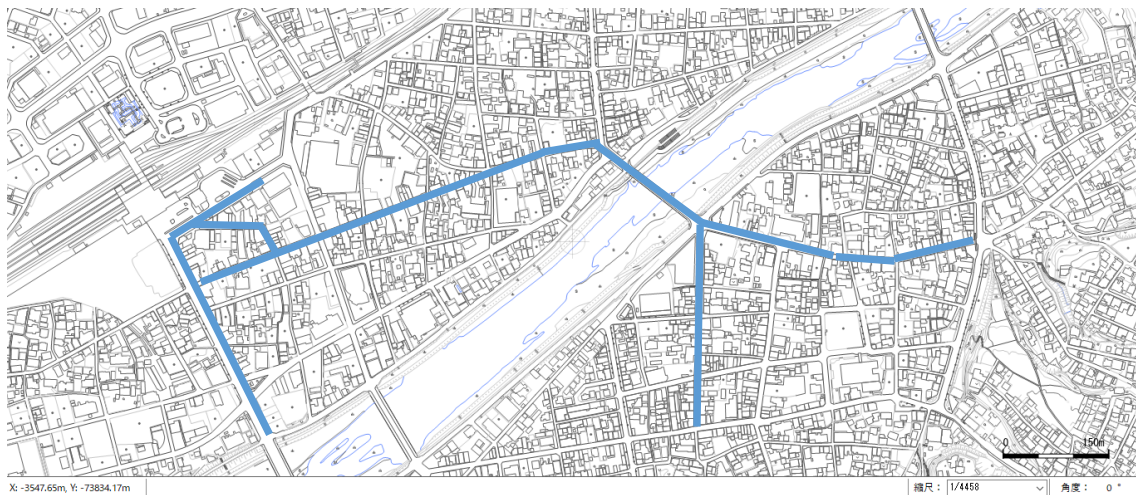


1 奨励金の概要 (3) 対象エリアから除外する区域

(1) 駅北土地区画整理事業地



(2) 中心市街地活性化協議会が出店を促進している沿線



※太線部沿線は、本事業の対象エリアから除外する